

平成25年 2月  
警 察 庁

「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令の一部を改正する政令案」に対する意見の募集結果について

警察庁において、平成24年12月14日から平成25年1月12日までの間、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令の一部を改正する政令案に対する意見の募集を行ったところ、1,356件の御意見を頂きました。頂いた御意見及びこれに対する警察庁の考え方を次のとおり公表いたします。

1 意見を募集した命令等の題名

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成25年政令第29号）

2 命令等の案を公示した日

平成24年12月14日

3 頂いた御意見及び御意見に対する警察庁の考え方

頂いた御意見及び御意見に対する警察庁の考え方は、別紙のとおりです。

頂いた御意見については、必要に応じ整理・要約した上で掲載しています（頂いた御意見については、整理・要約をしていないものを警察庁情報公開室において閲覧に供します。）

なお、今回の改正の内容に対する御意見以外の御意見については、今後の参考とさせていただきます。

4 頂いた御意見の総数及びその内訳

頂いた御意見の総数 1,356件

（内訳）

パブリックコメント意見提出フォーム	1,294件
電子メール	40件
F A X	14件
郵 送	8件

「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令の一部を改正する政令案」に対する御意見及びこれに対する警察庁の考え方について

1 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令の一部を改正する政令案について

意見を募集した改正案（以下単に「改正案」という。）に賛成する御意見として、

申請書類の受付、申請書類の内容の確認、現地調査等の実務作業を勘案すると、改正案の金額は適当である。

ぱちんこ営業に対する規制を厳しくすべきであり、手数料を増額する改正案に賛成である。

といった御意見がありました。

また、改正案に反対する御意見として、

遊技機の不正改造対策を含め、ぱちんこ営業に対する規制を強化するため、減額が予定されている手数料は増額し、増額が予定されている手数料は更に増額すべきである。

全ての人に営業の機会が与えられるよう、遊技機の型式の検定に係る手数料をなくすべきである。

といった御意見がありました。

このほか、改正案の内容について、

手数料の金額が増減される理由を詳しく知りたい。

といった御意見がありました。

都道府県は、遊技機の認定、遊技機の型式の検定又は風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風営法」という。）第20条第5項の規定に基づき国家公安委員会があらかじめ指定する機関（以下「指定試験機関」という。）が行う認定若しくは検定に必要な試験（以下「認定等」という。）に係る手数料の徴収については、実費の範囲内において、遊技機の種類、構造等に応じ、認定等の事務の特性を勘案して政令で定める額を徴収することを標準として条例を定めなければならないこととされており（風営法第20条第8項）、これを受け、風俗営業等の規制及

び業務の適正化等に関する法律施行令（昭和59年政令第319号。以下「風営法施行令」という。）第10条の2において認定等に係る手数料の標準額を定めています。

現在の同標準額は直近の改定（平成12年4月1日）から約13年を経っていますが、この間、指定試験機関では、遊技機の複雑化に伴う試験機器の最新化や試験事務の合理化を図るとともに、申請者の希望に応じ、試験途中に不適合となることが判明した場合にはその段階で試験を終了して結果書を申請者に交付する運用を行ってきました。今回の改正は、このような試験事務の実態を手数料の積算に反映させるとともに、積算において最新の単価を用いることにより、認定等に係る手数料の標準額を改定するものです。

また、都道府県は、風俗営業の許可又は遊技機の増設、交替その他の変更（内閣府令で定める軽微な変更を除く。）の承認（以下「許可等」という。）に係る手数料の徴収については、実費を勘案して政令で定める額を徴収することを標準として条例を定めなければならないこととされており（風営法第43条）これを受け、風営法施行令第16条において許可等に係る手数料の標準額を定めています。

都道府県公安委員会が許可等を行う際には、営業所に設置される遊技機が著しく客の射幸心をそそるおそれがあるものでないこと等を確認する必要があり、これらの事務には認定等に係る事務と同じ内容のものが含まれていること等から、許可等に係る手数料の標準額についても、その事務の実態を踏まえつつ、改定するものです。

## 2 その他

今回の改正の内容に関する御意見ではありませんが、

ぱちんこ遊技へののめり込み等の各種問題が発生しているため、ぱちんこ営業を禁止し、又はぱちんこ営業に対する規制を強化すべきである。といった御意見がありました。

ぱちんこは、代表的な大衆娯楽の一つではありますが、ぱちんこ営業は、遊技の結果に応じて客に賞品を提供するものであり、その営業の態様によっては、著しく客の射幸心をそそることとなり、善良の風俗等を害するおそれがあることから、風営法により必要な規制が行われているところです。

今後とも、警察では、風営法の規制を逸脱する営業に対する厳正な取締り

を始めとする各種取組を通じて、ぱちんこ営業の健全化を進めてまいります。